

平成 26 年度 技術委員会 活動報告 (概要)

平成 27 年 6 月
一般社団法人 日本消火装置工業会

1. 委員会

(1) 委員構成

技術委員 14 社 15 名 + 部会長・分科会主査 6 名 (内 2 名は技術委員を兼務) = 計 19 名

(2) 開催回数

定例会 (原則 1 回/月) 7 回 + 合同委員会 1 回 = 計 8 回

2. 審議・確認事項等

(1) 新版図書「消火設備の設置及び技術基準」の作成および発行 (H24. 8~H27. 2)

標記図書を技術委員会で作成し、平成 27 年 2 月に発行した。

- ① 本書は、消火設備の設置対象物および設置上の技術基準細目などの法令基準をまとめたもので、消防法第 10 条 (危険物施設) および第 17 条 (一般防火対象物) の消火設備を中心に、石油コンビナート等災害防止法などによる設備も掲載している。
- ② 基本的には施行令および施行規則等の内容を掲載しているが、関連する告示、通知等でも重要なものは検索が容易になるよう告示番号等を記載している。
- ③ 設置上の技術基準細目は、法第 10 条と第 17 条の基準を比較表形式でまとめ、違いを把握しやすくしている。
- ④ 分かりにくい部分には「備考」で補足説明等を記載している。

本書は、新たに消火設備を担当する人は学習用として、法令を良く知っている人は基準を確認するための法令辞書として活用していただければと考えている。

(2) 工業会主催の勉強会開催の検討 (H26. 7、H26. 12)

当工業会と(一社)全国消防機器協会の共催による当工業会会員向けの勉強会が平成 26 年 3 月に開催され、終了後にアンケートをとった結果、今後も工業会で勉強会を開催して欲しいとの要望が多くあった。アンケートの要望および意見を受け、今後の勉強会開催について検討した結果、今後も開催することにし、回数は年 2 回程度とした。

- ① 平成 26 年度は、平成 26 年 11 月に第三部会がガス系消火設備に関するテーマで開催した。
- ② 平成 27 年度は、平成 27 年 7 月 (担当: 第二部会) および 11 月 (同: 第一部会) に開催予定である。

(3) 講師会で出された課題等の検討 (H26. 12)

当工業会は、消防関係機関・団体などからの要請により消火設備に関する講習に講師を派遣しているが、講習の質の向上などを目的として講師が一堂に会して情報・意見交換などを行う講師会を開催している。

平成 26 年 10 月に開催された講師会では、新たに法令に追加された新システムの開発背景などの情報を講師に適切に伝えるようになどの要望・意見が出され、それらの対応について検討した。なお、講師への情報提供については工業会のホームページを活用して行う予定にしている。

(4) その他の審議・確認事項

その他、各部会あるいは当工業会事務局起案の下記事項等について、審議または確認した。

- ① 有床診療所等のスプリンクラー設備についての当工業会の意見書の提出について (H26. 4)
- ② メーカー都合により製造中止した泡消火薬剤の混合使用について (H26. 6)
- ③ 当工業会の「ホームページ管理・運営規程」の制定 (H26. 9)
- ④ 消火設備機器等劣化調査・検討委員会報告書の確認および今後の活動について (H26. 9、H26. 12)
- ⑤ 当工業会の「表彰規程」の一部改訂 (H26. 11)
- ⑥ 新任講師 (当工業会の登録講師) の承認 (H26. 12、H27. 2)

3. 外部委員会

(1) (公社) 日本火災学会「東日本大震災調査委員会」(H23.6～)

日本火災学会が設けた標記委員会に当工業会も技術委員会の委員が参加し、消火設備の被害状況調査結果の提供等を行ってきた。同委員会は平成23年12月に速報(CD版)を出したが、さらに分析等を加え最終報告書をまとめるとのことで、引き続き同委員会に参加している。

同委員会は、平成27年3月に「2011年東日本大震災火災等調査報告書(要約版)」の電子版(DVD)を発行したが、今後最終報告書(完全版)を発行予定とのことである。

(2) (一財) 日本消防設備安全センター「プレミアムモータに対応した加圧送水装置に係る認定基準等のあり方検討会」(H26.2～H26.5)

平成25年10月にエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)施行令が改正され、「交流誘導電動機」が同法に基づく効率規制機器の対象になった。消火ポンプのモータは、従来は標準効率(IE1相当)のモータだが、平成27年4月1日以降に出荷されるものは基本的にはプレミアム効率(IE3)のモータ(トップランナーモータ)となる。

日本消防設備安全センターは、標記検討会を設けてトップランナーモータを使用する消火設備の加圧送水装置に係る認定基準等について、モータの変更による課題と適切なあり方を総合的に検討したが、当工業会も検討会および作業部に技術委員会の委員が参加した。

- ① 電動機の変更により、消火ポンプおよび制御盤等にかなり影響があるため、当工業会の工業会ニュース(平成26年4月号)にて、その時点における情報を提供した。
- ② 検討会の報告書(平成26年5月)は、平成26年9月に日本消防設備安全センターのホームページに掲載された。
- ③ トップランナーモータは従来モータとはいくつかの相違点があり、単純に置き換えることはできない。トップランナーモータを使用するときの加圧送水装置(消火ポンプ)の注意事項については、検討会報告書と同時に日本消防設備安全センターのホームページに掲載された。

(3) 消防庁「石油コンビナート等の消火用屋外給水施設における合成樹脂配管の使用に関する検討会」(H26.12～H27.3)

標記施設の配管に合成樹脂配管を使用する場合の課題と対策等について検討する委員会が消防庁主催で開催され、当工業会からも技術委員会の委員が参加した。

- ① 現在の消火用屋外給水施設の基準では、配管は鋼製のものを原則として地上に設置することとされている。
- ② 検討会の報告書(平成27年3月)は、平成27年4月に消防庁のホームページに掲載された。
- ③ 報告書では、「合成樹脂配管を消火用屋外給水施設に用いた場合においても、必要な性能は確保できるものと考えられる。」「今後、本報告書を踏まえ、必要な基準等の整備が実施されることが望まれる。」とされている。

4. その他

国土交通省「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」等の改訂意見提出(H26.7～)

国土交通省より標記仕様書等の平成28年版を発行するに当たり、当工業会に改訂意見を提出するよう依頼があった。

- ① 各部会で出た意見をまとめ、平成26年9月に国土交通省に提出した。
- ② 主な改訂要望は、広範囲型2号消火栓の追加、呼び径80以下はねじ接合⇒50以下に変更、ハロン1301消火設備の追加などとなっている。
- ③ 平成26年12月に国土交通省のヒアリングを受け、当工業会の要望内容等を説明したが、今後も必要に応じて同省と打合せ調整する予定である。

以上